

「令和6年 犯罪抑止目標と安全なまちづくりアクションプラン」

1 犯罪抑止目標

S T O P 犯罪！治安の良さを実感できる社会を目指して！
～犯罪の増加傾向に歯止めを！再び減少傾向にもちこもう！～

2 重点対策

- 特殊詐欺被害防止
- 子ども・女性対象犯罪被害防止
- 侵入窃盗被害防止

3 主な取組内容等

(1) 各種犯罪被害防止のための取組

ア 重点対策に対する取組

(ア) 特殊詐欺被害防止

- ・ 被害の契機となる固定電話への対策を推進する。自宅の電話を常時留守番電話に設定し、犯人との接触を防ぐ「留守番ボタンをポチッと作戦」を推奨することに加え、A I を活用した特殊詐欺対策サービスの提供や防犯機能付き電話の設置促進などの周知を図る。
- ・ 県民一人ひとり、特に高齢者が「我がこと」と感じ、行動変容につながる内容の情報発信や直接注意喚起するきめ細やかなアウトリーチ活動を強化し、被害防止に関する取組を定着させる。

(イ) 子ども・女性対象犯罪被害防止

- ・ 児童の登下校時における見守り活動や「痴漢等被害防止期間」における被害防止啓発活動をはじめ自主防犯活動団体等と協働による防犯パトロールや防犯診断等の取組を実施する。
- ・ 県警ホームページ内の「滋賀県警察犯罪発生マップ」で発信している不審者情報を活用し、子ども・女性対象事案に応じた集中的な警戒活動を推進する。
- ・ 子ども・女性対象犯罪の発生状況等を「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり構成団体で共有し、各団体構成関係者に周知することで、県民総ぐるみによる被害防止に努める。
- ・ 特に児童、生徒、学生に対し、教育機関等が中心となり、性犯罪、性暴力の被害者にも加害者にもならないための啓発を行う。

(ウ) 侵入窃盗被害防止

- ・ 「我がこと」と捉えて対策を講じることが被害防止に直結することを前面に出し、施錠の徹底や防犯機器の普及促進を呼びかける広報・街頭啓発活動を推進する。
- ・ 「ロックの日(6月9日)」前後の街頭啓発をはじめ、県警と連携し、発生多発地域に対して「ロック DE (で) ガード」やツーロックなどを呼びかけるなどタイムリーな「スポット啓発」を実施する。

- ・ 空き巣や家人が在宅時に被害に遭う忍込み、居空きのうち、5割強が無施錠による被害であることから、各種広報媒体（ホームページ、しらしがメール、広報紙等）や街頭啓発により、在宅時も含め、鍵かけの重要性を呼びかける。
- ・ 大学生等の若者世代のボランティア等と連携し、いわゆる「闇バイト」を契機として犯罪行為（侵入窃盗、強盗、特殊詐欺等）に手を染めないための周知啓発を推進する。

イ 乗り物盗を中心とした街頭犯罪に対する取組

(ア) 自転車盗被害防止

- ・ 刑法犯認知件数のうち多くの割合を占める自転車盗被害は、約7割が無施錠での被害であることや、自宅やアパート・マンションでの被害が約4割であることから、利用者に対する施錠の呼びかけのほか、施設管理者等に対する防犯指導を行い、防犯対策の普及促進を図る。

自転車盗の被害者の約6割が学生などの若者世代であることから、学校等の教育関係団体に加え、事業所においても施錠徹底に関する呼び掛けや啓発を依頼する。

駅、量販店、学校等の自転車盗多発場所における防犯診断や市町、事業所等による防犯カメラおよび人感センサー付き自動音声装置の設置を促進する。

(イ) 車上ねらい被害防止

- ・ 車上ねらいに関しては、自動車の施錠の徹底はもちろんのこと、車内に貴重品を置いていたままにしないことが被害防止のための最も有効な対策であることから、啓発活動を通じて県民への呼びかけを徹底する。

(2) 県民の行動変容を促す工夫した啓発活動や情報発信活動の推進

- ・ テレビ、ラジオ、機関誌等の紙媒体、大規模小売店での啓発メッセージの店内放送、店内モニター表示の活用やYouTubeやFacebookなどのSNSなどを利用し、全世代への啓發を展開する。
- ・ また、行政や警察署等で構成する地域安全なまちづくり協議会での連携を密にし、犯罪発生状況等の情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた犯罪情報や防犯対策などの情報発信活動を推進する。

(3) 多様な防犯活動の促進

- ・ 子ども等の見守りの担い手を確保するため、普段の生活（ジョギング、散歩、花の水やり等）の中で、防犯意識を持つ「ながら見守り」を促進する。
- ・ 全国地域安全運動期間（10月11日～20日）においては、自主防犯活動団体による青バト、パトカー（警察）、防犯ボランティアによるパトロールの強化や、県、警察、市町、事業所、県民が協働して防犯活動を集中的に実施する。

(4) 地域の実情に応じた情報発信活動の推進

- ・ 行政や警察署等で構成する地域安全なまちづくり協議会での連携を密にし、犯罪発生状況等の情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた犯罪情報や防犯対策などの情報発信活動を推進する。

(5) 防犯機器やアプリの開発・活用・普及促進に関する取組

- ・ 当会議の構成団体や県内企業、国内メーカー、自主防犯団体等が協働し、新たなアイデアやA.Iなど先端技術を活用した防犯機器やアプリの開発、活用、普及促進を図る。

(6) 4つのかける運動の促進

「4つのかける」を促進し、自助・共助意識の高揚による、地域防犯力の向上を図る。

○気にかける

地域で発生する犯罪等に关心を持つほか、周囲の子ども・女性・高齢者等を見守る。

○声をかける

挨拶や声かけにより地域の絆を深め、地域への不審者の侵入を防ぐ。

○呼びかける

地域住民や事業所等に犯罪に遭わない地域づくりを呼びかけ、防犯の輪を広げる。

○鍵をかける

乗り物や住宅等への鍵かけは防犯の基本、誰もが鍵をかける習慣をつける。

5 実践県民会議構成団体等による安全なまちづくりアクションプラン実践上の配意事項

- (1) 毎月 15 日を「特殊詐欺啓発強化日」として、街頭啓発を推進する。
- (2) 每月 20 日の「地域安全の日」を中心に効果的な防犯活動を展開する。
- (3) 滋賀県子ども、女性、高齢者等を守る犯罪多発警報等発令制度による犯罪多発注意報・警報等が発令された場合、各々発令時の措置要領に従い、広報啓発やパトロール活動を推進する。
- (4) 各構成団体傘下組織に対し、犯罪発生情報や防犯対策等を円滑に情報伝達するなど、社会全体を包み込む重層的な防犯ネットワークの構築に配意する。
- (5) 構成員の積極的かつ効果的な防犯活動に対して賞揚を行うよう配慮する。
- (6) 持続可能な自主防犯活動団体を形成するため、協働による防犯活動や立ち上げを支援する。
- (7) 県民総ぐるみ運動を推進するため、事業所や各団体による自主的な防犯活動を促進する。
- (8) 事業所や団体等に対し、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所等への登録を呼びかける。
- (9) 各種防犯指針（学校等、通学路、道路・公園・駐車場、住宅、大規模小売店・深夜商業施設、特殊詐欺）に基づく防犯に配慮した環境づくりや普及啓発活動を推進する。